様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日 ２０２５年７月２８日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）とらすとらぼかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 トラストラボ株式会社  （ふりがな） かわいさとみ  （法人の場合）代表者の氏名 河合里美  住所　〒949-8204  新潟県中魚沼郡津南町大字谷内３４９１  法人番号　2110001021503  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | トラストラボ株式会社　ＤＸ計画 | | 公表日 | ２０２５年７月２８日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://trustlab.jp/dxplan  記載箇所：経営ビジョン | | 記載内容抜粋 | **社会環境の変化**  クラウド、ビッグデータ、AI、Web3――デジタル潮流は加速し、かつて専門領域だった高度なソリューションを誰もが自在に扱える時代になりました。今や「制作スキル」を売りにするだけでは価値を生み出せず、その優位性は汎用化したツールに取って代わられつつあります。  **DXビジョン**  しかし当社はこの変化を脅威ではなく機会と捉え、**「DX-Ready な組織として、テクノロジーの進化を味方にし、お客様とともに新たな価値を創出し続ける」**という DX ビジョンを掲げます。 デジタル活用の方向性としては、   * **先端テクノロジー駆動の事業変革と価値創出** * **セルフ決算DX × データドリブン財務**   の二軸を据え、外部と連携しながら最新知見を継続的に吸収し、実践へ速やかに反映できる体制を整えてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関である代表取締役（筆頭株主）である河合里美の決議により承認。２０２５年７月２８日承認。  当社は取締役会非設置会社であり、迅速な意思決定が可能。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | トラストラボ株式会社　ＤＸ計画 | | 公表日 | ２０２５年７月２８日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://trustlab.jp/dxplan  記載箇所：ＤＸ戦略 | | 記載内容抜粋 | **★先端テクノロジー駆動の事業変革と価値創出**  当社は Web3・ビッグデータ・生成 AI などの先端技術を導入し、ハンズオンで効果を検証したうえで最適なタイミングで導入します。  また生成 AI を“壁打ちパートナー”として活用し “調査→体感→導入→横展開” のサイクルにより、新たな収益サービス創出と既存プロセスの大胆な刷新を同時に実現し、事業全体のDXを継続的に加速させます。  **★セルフ決算DX × データドリブン財務**  当社は、公的 ID（マイナンバー・法人番号・インボイス）と社内データをクラウド会計に統合し、e-Tax とシームレス連携。紙と属人的作業に頼っていた決算フローをデジタル化し、年１回のセルフ決算・セルフ申告を ３日以内で完了できる体制を構築します。  これらを通じ、クラウド会計と生成AIを活用した データドリブン財務 を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関である代表取締役（筆頭株主）である河合里美の決議により承認。２０２５年７月２８日承認。  当社は取締役会非設置会社であり、迅速な意思決定が可能。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：ＤＸ推進体制 | | 記載内容抜粋 | **【組織】 DX最高責任者：** 代表取締役➡DX全体戦略の策定および投資判断  **外部パートナー** ： 各分野の専門家➡技術面・運用面における専門レビューや助言を実施  **学習・検証枠：** 外部講師・専門家➡最新技術や市場動向のアップデートを提供し、社内検証を支援DX人材の育成・確保  **【人材の育成・確保】**  外部講師や専門家との連携を図り、実践的な知見を継続的に取り入れることで、DXを推進できるよう育成・確保を進めていきます。 **数値目標：**  2025年度　東大ブロックチェーン講座/千葉工大のデジタル修了証を獲得し公開する。  2026年度　2027年度　毎年継続 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：環境整備 | | 記載内容抜粋 | 以下のシステムの整備をするため必要な投資を行ってまいります。  ・生成AI各種 ・ストレージサービス ・会議システム ・会計システム ・決算システム ・国税電子申告・納税システム：e-Tax　（無償） |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | トラストラボ株式会社　ＤＸ計画 | | 公表日 | ２０２５年７月２８日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://trustlab.jp/dxplan  記載箇所：成果指標 | | 記載内容抜粋 | 【区分】--＜2025＞-- ＜目標3年後2027＞--補足 / 測定方法  **★先端テクノロジー駆動の事業変革と価値創出**  【PoC 実施数】--＜年１件-＞-＜年1件＞--"生成AI・Web3 等の小規模検証を実施  新規・拡張版年1ベース"  【PoC→商用化率】--＜0%-＞-＜50%-＞-完了した PoC のうち本番導入に至った割合３年後までに商用化する  【新サービス売上構成比】--＜0%＞--＜15%＞--“PoC 起点”でリリースしたサービスの売上／総売上  **★セルフ決算DX × データドリブン財務**  【決算処理時間】--＜10日＞--＜3日（▲70%）＞--期末～申告書提出までの所要日数  【手動仕訳修正率】--＜20%＞--＜10%＞--仕訳や総手続きに占める手入力件数の割合 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２５年１月３０日 （２０２５年７月２８日更新） | | 発信方法 | 公表方法：当社ホームページにて発信  公表場所：https://trustlab.jp/about#greeting  記載箇所：ごあいさつ | | 発信内容 | ＜ご挨拶文より一部抜粋＞  トラストラボ株式会社 代表取締役 河合 里美です。  私たちは「お客様とともに豊かになる」を原点に、十数年にわたりウェブ制作や IT サポートに携わってきました。いま世の中はクラウド、ビッグデータ、AI、Web3 などの技術が猛スピードで進化し、誰もが高度なソリューションを扱える時代に入っています。この変化を脅威ではなく機会と捉え、当社は **「DX-Ready な組織として、テクノロジーの進化を味方にし、お客様とともに新たな価値を創出し続ける」** という DX ビジョンを掲げました。  具体的には、   * **先端テクノロジー駆動の事業変革と価値創出**（生成 AI・Web3 などを体感し、サービス化） * **セルフ決算DX × データドリブン財務**（公的 ID 連携クラウド会計で一人法人でも即時決算）   という二つの軸で、お客様の挑戦を支え、地域とともに持続可能な豊かさを育んでまいります。DX とは「毎日の仕事を少しずつラクにする工夫」の積み重ねです。私たちがその小さな一歩を伴走できれば幸いです。  これからもテクノロジーを親しみやすいものとして、皆さまと共に豊かさを広げていきます。どうぞよろしくお願いいたします。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　1月頃　～　2025年　2月頃 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断フォーマットを活用し、自社のDX成熟度を把握。  2025年1月～自己診断結果を「DX推進指標 自己診断結果入力サイト」にアップロード。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年1月頃～現在継続中 | | 実施内容 | 2025年1月1日: 情報セキュリティ基本方針を制定。  2025年1月28日: SECURITY ACTION 2つ星を自己宣言。  自己宣言ID：　　40352686343  取組み段階：　　二つ星 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。